

議案第35号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年6月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章から第5章まで 略 附則 第1条から第40条まで 略	目次 第1章から第5章まで 略 <u>第6章 雑則（第41条）</u> 附則 第1条から第40条まで 略 <u>第6章 雑則</u> <u>（電磁的記録）</u> <u>第41条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識</u>

することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第2条 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第9条、第14条第1項及び第2項並びに第15条から第17条までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(第37条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、第3号に掲げる事項に限る。)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は</p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第9条、第14条第1項及び第2項並びに第15条から第17条までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(第37条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、第3号に掲げる事項に限る。)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園</p>

認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家庭的保育事業者等による、利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第36条第1項に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）に対する保育の提供を終了する場合において、その利用乳幼児の保護者の希望に基づき、当該連携施設において教育又は保育を提供すること。

2から4まで 略

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

以下 略

又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家庭的保育事業者等による、利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第36条第1項に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）に対する保育の提供を終了する場合において、その利用乳幼児の保護者の希望に基づき、当該連携施設において教育又は保育を提供すること。

2から4まで 略

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

以下 略

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。